

# チェロあんさんぶる“BEETLE”規約

## 第1条(名称)

当会は「チェロあんさんぶる“BEETLE”」と称する。

## 第2条(所在地)

当会の所在地は、代表宅に置く。

## 第3条(目的)

当会は、チェロアンサンブルをとおして社会に貢献するために、学生、生徒、児童等に対して、音楽の演奏による情操教育の向上と普及を図るための事業を行い、また、地域住民や福祉施設、医療保健施設等の利用者に対して音楽の演奏をとおして、生きがいの充実を図るための事業を行い、もって音楽文化の普及、発展、向上に寄与することを目的とする。

## 第4条(事業)

当会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

1. 福祉施設、医療保健施設、学校、地域交流の場等での演奏会の開催
2. その他目的達成に必要な事業

## 第5条(会員構成)

当会の構成員は会員と称し、第3条の目的に賛同し、参加申込書を受理された者をもって構成する。

## 第6条(入会手続)

当会の会員になろうとする者は、参加申込書を代表に提出しなければならない。

## 第7条(会員の役割)

会員は、当会の目的、事業達成のために互いに協力しなければならない。

## 第8条(運営費)

会員は、別途定める運営費を、毎月初回練習日に翌月分を納付しなければならない。

## 第9条(演奏会参加費)

1. 演奏会に参加する会員は、演奏会参加費を納付しなければならない。
2. 演奏会参加費は、その演奏会の経費によって金額、納付期限を代表、事務局長、運営委員で決定する。

## 第10条(退会)

会員が退会しようとするときは、退会届を代表に提出しなければならない。

## 第11条(役員)

当会は次の役員を置く。

1. 代表 1名
2. 事務局長 1名
3. 運営委員 若干名
4. 会計監査 1名

## 第12条(役員の任務)

役員の任務は次のとおりとする。

1. 代表  
会を代表し、会務を統括する。
2. 事務局長  
代表の指示を受け、会務を処理する。
3. 運営委員  
運営委員会を構成し、会務の執行を決定する。
4. 会計監査  
会計監査にあたる。

## 第13条(役員の選出)

役員の選出は、現役員の互選または会員との協議によって選出する。

## 第14条(役員の任期)

役員の任期は1年とする。ただし、再選は妨げない。

## 第15条(運営委員会)

1. 運営委員会は、代表、事務局長、運営委員で構成する。
2. 運営委員会は、随時開催し、事業計画、予算など当会の運営に関する重要な事項を協議、決定する。

## 第16条(指導者)

指導者は、代表が委嘱する。

## 第17条(総会)

1. 総会は、役員と会員で構成する。
2. 総会は、代表が招集する。
3. 定期総会は、毎会計年度終了から2か月以内に開催する。

4. 代表は、定期総会において前年度事業報告と会計報告、新年度事業計画と予算、役員就任と退任、その他当会の運営に関する事項を報告し、会員に承認を求める。
5. 代表が必要と認めた場合、または役員、会員の過半数から請求があった場合は、臨時総会を開催することができる。
6. 議長は、出席者の中から選出する。

#### 第18条(総会の成立、議決)

1. 総会は、会員の過半数以上の出席がなければ成立しない。ただし、事前に議長宛委任状が提出された場合は、出席したものをみなす。
2. 議決は、出席者の過半数の同意を必要とする。可否同数の場合は、議長が決定する。

#### 第19条(経費)

当会の経費は、運営費、演奏会参加費、補助金、寄付金、その他の収入を充てる。

#### 第20条(会計年度)

会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

#### 第21条(会計監査)

会計監査は、前年度の会計報告について監査を行い、定期総会で報告しなければならない。

#### 第22条(規約の改定)

本規約は、総会において会員の過半数の承認があれば改定することができる。

#### 第23条(施行日)

本規約は2016年4月30日より施行する。

#### 改定履歴

2017年1月8日改定

2018年4月15日改定